

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は新潟県の南部に位置し、東は群馬県水上町、西は十日町市、南は湯沢町、北は魚沼市と接続している。東側は越後三山及び三国山脈、西側は魚沼丘陵に囲まれての魚沼盆地を形成している。本市の農業振興地域は、市総面積 58,482ha のうち山岳森林地帯及び都市計画法に基づく用途地域を除く 26,855ha を範囲とする。

本地域は市を南北に貫流する魚野川を中心として、その支流によってできた扇状地の形状を示している。平坦な農地は少なく、山沿いでは傾斜 1/20 以上の急傾斜地が多く存在している。越後三山の麓は黒色火山灰土、川の近くは扇状地性の堆積物でできた沖積層で、山沿いの集落周辺から川まで 1/20 から 1/100 の緩傾斜が続いている。魚野川沿いは、氾濫原性堆積物がみられ、地盤は軟弱である。一方、山間地域集落は標高 250～500m にあり、平坦部分はほとんどなく、急傾斜地が带状に分布している。

農業振興地域内の土地利用の現況は、森林原野がほぼ半分の 48.2% を占め、農用地 26.1%、農業用施設用地 0.1%、住宅地等は 25.6% となっている。農用地は大部分が田で「魚沼コシヒカリ」の中心産地である。

国道、高速道路、上越線などの交通体系の整備が進み、関東圏など都市部との距離はほとんど感じないほどに発展してきている。今後、地域の産業経済の発展と、豊かな自然環境の保全と活用を計画的に推進することで、秩序ある土地利用に努める。

農業生産の基盤となる農用地の確保、地域農業の近代化のための開発は計画的に行い、優良農用地や農業用施設用地を確保し、適正な土地利用を図る。しかしながら、昨今の都市型の生活環境の変化に伴い、農用地は非農業的需要の増大に伴い減少することが予想される。平成 19 年から 10 年間に非農業的利用に供すものとして必要な土地は、現在の農用地 7,017.9ha のうちから農業用施設用地へ 3.6ha、住宅地等へ 8.5ha、工場用地へ 12.9ha、道路・水路及び河川その他へ 18.1ha が見込まれる。森林・原野については大きな移動は見込まれない。生活環境の変化に伴う開発が今後ますます進展することが予想される中、地域農業の活性化と農業生産の確保を図るために優良な集約的農用地の確保・保全に努める。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成20年 3月末)	7,017.9	26.1	27.3	0.1	12,936.6 (0)	48.2 (0)	1,028.4	3.8	263.6	1.0	5,581.2	20.8	26,855	100.0
目標 (平成29年)	6,974.8	26.0	30.9	0.1	12,936.6 (0)	48.2 (0)	1,036.9	3.9	276.5	1.0	5,599.3	20.8	26,855	100.0
増減	-43.1		3.6		0		8.5		12.9		18.1		0	

(注) () 内は混牧林地面積である

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 7,017.9ha のうち、a～c に該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約 5,867.6ha について、農用地区域を設定する。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積			備考
		農用地	森林その他	計	
該当なし					

a 集団的に存在する農用地

20ha 以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

- ・ 農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可受益地を除く。）
- ・ 区画整理
- ・ 農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
- ・ 埋立又は干拓
- ・ 客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切り盛り等

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・ 園芸等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
- ・ 高収益をあげている野菜のハウス団地
- ・ 国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地

- ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地
- ・都市住民の農業理解を深めるためのいわゆる棚田オーナー制度の対象地
- ・中山間地域等直接支払制度の対象地
- ・農地・水・環境保全向上対策の対象地

ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

(a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地で、団地規模が 20ha 以下の農用地。

- ・該当集落数 175 集落 当該農用地面積 約 279.9 ha

(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地。

- ・山間沢地等に点在する農用地 約 16.1 ha
- ・おおむね傾斜度 1/20 以上の農用地 約 619.0 ha

(c) 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる集落周辺農用地。

- ・主要幹線道路（国道 17 号、国道 291 号、主要幹線市道）沿線で商店・工場・住宅等の開発利用の予定があり、開発により周辺の農用地区域に影響を与えない農用地 約 200.3 ha
- ・観光レクリエーション施設整備に伴う開発地域内の農用地 約 35.0 ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び比較的大規模の土地改良施設用地について、農用地区域を設定する。

土地改良施設の名称	位置（集落名等）	面積	土地改良施設等の種類
該 当 な し		ha	
計			

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び 2ha 以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置（集落名等）	面積	農業用施設の種類
該 当 な し		ha	
計			

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内にある森林、原野等のうち、地域農業の近代化、農業経営規模の拡大のために取り組みられるほ場整備事業工区に含まれる現況森林、原野等について農用地区域を設定する。

土地の種類	所在（位置）	所有権者又は管理者	面積	利用しようとする用途	備考
該 当	な し		ha		
計					

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

水無川沿岸地域を中心にほ場整備事業が実施されており 50 a ～1ha 規模のほ場が整備されている。その他の地域においても生産組織や経営体への農地利用集積を図り、大型機械の導入・共同化を推進し低コスト農業を確立し、魚沼コシヒカリの主要産地として振興を図る。また、大和地域の魚野川東部を中心に特産の八色西瓜やしいたけなどのきのこ類、露地野菜、花卉、醸造用ぶどうなどの園芸振興を図り、複合農業を推進する。

本地域の農用地は魚野川、水無川、三国川、登川等に沿って優良農用地がほぼ集团的に分布しており、現況農用地の利用及び整備状況から旧町村単位に大別するものとする。

(ア) 東地区（A地区）

近年の水無川沿岸ほ場整備事業、大倉桐沢ほ場整備事業、三用川沿岸ほ場整備事業で 50 a ～1ha 規模の区画が多く整備された。この地区は専業農家や意欲的に取り組んでいる認定農業者も多い。特産の八色西瓜や八色しいたけ、露地野菜、醸造用ぶどうなどの園芸も盛んに取り組まれており、複合営農体系が確立されている。生産組織による作業受託も行われており、低コスト農業を目指しながら食糧の総合生産基地として土地の利用を図る。

(イ) 浦佐地区（B地区）

魚野川東部においては、都市計画用途地域を除いて土地利用型の複合経営が盛んに行われている。水無川沿岸ほ場整備事業で大型区画となったほ場では効率的な経営や低コスト化が図られている。また、担い手となる認定農業者や営農組織が強化され、農地の利用集積も進んでいる。八色西瓜、八色しいたけ、ユリ切花等との複合経営で土地の有効利用を進める。

一方、浦佐市街地は大部分が都市計画用途地域であり、魚野川西部の浦佐の一部と五箇については水稻単作がほとんどである。個人完結型の農業が行われているが、組織化や担い手への集積を進めていく。

(ウ) 大崎地区 (C地区)

昭和 55 年からの県営ほ場整備事業により 30 a 区画のほ場が主体となり、山沿いを除いて用排水完全分離方式となっている。地区の一部については水無川沿岸ほ場整備事業でさらに 50~100 a の大区画となっており、担い手組織の育成強化を図る。水稻を主体とした田、畑輪換方式による農地の有効利用を図りながら生産性の高い農業を確立する。

また、穴地新田、八色原は以前より八色西瓜の産地であり、水稻以外の田での本作作物として確立している。大規模農家も多く、農地の集積、土地の有効利用により複合営農をさらに推進する。

(エ) 藪神地区 (D地区)

魚野川沿いの水田は、平成元年に県営ほ場整備事業が実施され 30 a 区画のほ場が造成された。それより西側については、5~10 a 区画のほ場で湿田が多く、ほとんどの農家が水稻単作で、自家用野菜以外は水田で占められている。大規模農家が少なく、担い手となる生産組織も少ない。地域にあった土地利用型作物を推進し、担い手及び組織の育成強化を図り、優良農用地を保全しながら安定した農業経営を確立させる。

また、後山は集落周りについて土地改良が行われ 20 a 区画となっている。辻又は集落周辺の沢沿いについて 5~10 a 区画の土地改良が行われた。しかし、ともに山間地の集落であり林間の農地や土地改良していない農地が多く存在している。後山や辻又の山間地においては 1/20 以上の急傾斜地がほとんどであり、水稻以外の本作化は困難である。耕作放棄地の発生を防止し、適正な農地保全を進める。

(オ) 城内地区 (E地区)

三国川・宇田沢川水系に属する農地はすでにそのほとんどが 20~30 a 区画の田または畑として整備済みであり、大型機械に十分に対応でき得る条件が整っていることから担い手となる認定農業者や営農組織の育成強化を図り、農地としての利用増進を進める。一部山沿いに点在する未整備田及び樹園地についてはそれぞれ条件整備を図り、農地としての利用を促進する。また、ハウスによる花の栽培が近年盛んになり収益をあげており、さらに拡大推進を図る。

(カ) 大巻地区 (F地区)

庄之又川の左岸から大和地域境まで、魚野川左岸から魚沼丘陵にかけて展開する農地およそ 600ha は主として水田に利用されている。田については山沿いの一部を除き 10 a 区画のほ場に整備されており、国道 17 号の西側地域については団地性も高いことから農地としての利用を推進する。また、近年ユリや鉢物などの花卉生産が増加していることから、ハウスの導入も推進していく。

(キ) 五十沢地区 (G地区)

三国川、皆沢川水系に属する農地は大部分が 20~30 a 区画として整備済みであること

から担い手組織を育成強化し、利用集積や機械・作業の共同化を図り農地としての利用増進を進める。一部山沿いに点在する未整備田及び樹園地についてはそれぞれ条件整備を図り、農地としての利用を促進する。

(ク) 六日町地区（H地区）

魚野川右岸の農地のおよそ 90ha は、その約 9 割が水田として、その他が普通畑または樹園地として利用されている。市街地にも近いことから、幹線道路である県道沿いを中心に宅地化が進んでいるため地域の活性化も踏まえた土地の利用を図る。田については 7～10 a のほ場に整備されており、比較的団地性も高いことから農地としての利用を増進する。

六日町市街地西側周辺に展開する農地およそ 79ha は、そのほとんどが水田として利用されており約 9 割が 5 a 区画のほ場である。人口が集中し都市的土地需用が高い状況にあり、二種兼業農家の占める割合が高く農業離れの傾向にある。現在も道路交通網の整備が進められており、農地面積は縮小傾向にある。今後は、道路整備に係る周辺整備計画との調整を図りながら、比較的団地性の高い農地を確保し、利用集積や機械・作業の共同化による効率的な営農を推進する。

(ケ) 上田地区（I地区）

地区内のほ場整備率は 95%以上に達し条件は整いつつある。今後は、雲洞の畑地の整備や農用地開発事業で整備された畑地の効率的な利用を増進する。

これらの畑地については、アスパラガス、すいか、大豆等の重点作物やぶどう、飼料作物などの作付面積の拡大に努め、米を基幹に複合経営農家の育成を図る。

(コ) 塩沢地区（J地区）

魚野川、北沢川、伊田川、鎌倉沢川の流域一帯に形成された平坦農地およそ 518ha と山間傾斜地に点在する農地およそ 200ha に大別される。

ほ場については 5～15 a の小区画が多く、特に山沿いの農地は 1/20 以上の急傾斜で条件の悪いところも多い。今後は、山間地の基盤整備を促進し農地の集团的確保に努め、農業所得の向上を目指す。

(サ) 中之島地区（K地区）

上田地区と同様、ほ場の条件はほぼ整っている。また、農業意欲の高い地区であることから、担い手となる認定農業者や稲作の営農組織の育成強化を図る。これら担い手を中心に良質米の安定生産、農地の効率的利用を進める。

大原、五丁部集落に接するスキー場周辺農地は、観光事業との調整を行いながら総合的な土地利用を進める。

(シ) 石打地区（L地区）

魚野川沿いの南西部に位置する当地区の農地は、魚野川と集落群をはさんで平坦地に

集団的に形成され、水田として利用されている。

ほ場については、昭和 50 年以前にほぼ整備が完了していたが、5～15 a の小区画で用排水兼用水路であったため、昭和 62 年に用排水改良の整備を始めた。これらの農地は比較的生産量も高いことから、水稻を中心とした土地利用型農業を推進する。

(現況は平成 20 年 3 月末、将来は平成 29 年目標数値) 単位：ha

区分 地区名	農 地			採草放牧地			混 牧 林 地			農業用施設 用 地			計			森林・ 原野等	
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来
A 地区	727.0	722.6	△4.4	-	-	-	-	-	-	2.8	3.2	0.4	747.8	743.8	△4.0	18.0	18.0
B 地区	234.9	233.5	△1.4	-	-	-	-	-	-	1.2	1.4	0.2	236.2	235.0	△1.2	0.1	0.1
C 地区	469.2	466.4	△2.8	-	-	-	-	-	-	0.2	0.2	0.0	477.0	474.2	△2.8	7.6	7.6
D 地区	409.8	407.3	△2.5	-	-	-	-	-	-	0.9	1.0	0.1	413.0	410.6	△2.4	2.3	2.3
E 地区	637.9	634.1	△3.8	-	-	-	-	-	-	1.9	2.2	0.3	639.8	636.3	△3.5	-	-
F 地区	440.1	437.5	△2.6	-	-	-	-	-	-	1.3	1.5	0.2	441.4	439.0	△2.4	-	-
G 地区	559.3	555.9	△3.4	-	-	-	-	-	-	3.7	4.2	0.5	563.0	560.1	△2.9	-	-
H 地区	315.4	313.5	△1.9	-	-	-	-	-	-	0.2	0.2	0.0	315.6	313.7	△1.9	-	-
I 地区	570.2	566.8	△3.4	-	-	-	-	-	-	0.4	0.5	0.1	570.6	567.3	△3.3	-	-
J 地区	476.3	473.4	△2.9	-	-	-	-	-	-	0.6	0.7	0.1	476.9	474.1	△2.8	-	-
K 地区	783.2	778.5	△4.7	30.9	30.9	0	-	-	-	2.9	3.3	0.4	817.0	812.7	△4.3	-	-
L 地区	213.4	212.1	△1.3	-	-	-	-	-	-	0.2	0.2	0.0	213.6	212.3	△1.3	-	-
計	5836.7	5801.6	△35.1	30.9	30.9	0	-	-	-	16.3	18.6	2.3	5911.9	5879.1	△32.8	28.0	28.0

イ 用途区分の構想

(ア) 東地区 (A 地区)

中心地である八色原は国営魚野川東部農地開発事業により農地造成が行われ、30 a 区画で用排水条件が整備され団地化されているので大型機械化が進んでいる。

また、大倉・桐沢地区、水無川沿岸地域では 21 世紀型のは場整備が行われ約 386ha について 50 a ～1ha の区画に整備された。この事業を契機に生産組織や経営体へ農地集積を図り、大型機械の導入、共同化を推進して低コスト農業を確立し、「魚沼コシヒカリ」の産地として水田利用を行う。また、以前より園芸作物の作付けが盛んであることから、特産の「八色西瓜」を主体に露地野菜や花卉・醸造用ぶどうなどを含めた園芸作物の作付地として利用を図り、複合農業を推進する。

三用地区の一部では、中山間地域農村活性化総合整備事業が実施され、35.3ha について 20 a 区画の畑地を中心に整備されていることから、「八色西瓜」等の産地として農地の有効利用を図る。また、三用川沿岸地域は、57ha について平成 15 年度よりほ場整備事業が実施されていることから、今後は生産性の高い農業を確立し、「魚沼コシヒカリ」安定生産

を進める。

近年、菌床しいたけの生産が拡大されてきており、今後も規模拡大が見込まれることから培養ハウスの整備などを合わせて行っていく。

山沿いの傾斜地においては、中山間地域等直接支払制度を活用しながら耕作放棄地の発生を防止し農用地の保全に努める。

(イ) 浦佐地区（B地区）

水無川沿岸地域で21世紀型のは場整備事業が行われ約343haについて50a～1haの区画に整備された。これを契機に生産組織や経営体へ農地を集積させ、大型機械の導入とともに機械の共同化、組織の強化を図り、低コスト農業を確立させる。「魚沼コシヒカリ」の生産基盤として引き続き水田の利用を進める。

魚野川東部地域においては「八色西瓜」や花卉などの園芸作物生産が盛んであり、今後も産地としての拡大が見込まれることから、ハウスの導入や花卉球根冷蔵庫などの整備を図り、合理的な土地利用を推進する。

(ウ) 大崎地区（C地区）

県営区画整理事業により232haのは場が30a区画に整備され、さらに穴地・穴地新田で21世紀型のは場整備事業で50a～1haの区画に整備された。これらにより機械の効率的な作業が行われていることから引き続き水田の利用を進める。

また、地域の特産である「八色西瓜」生産拡大に向け、畑地や水田の一部を利用して作付け拡大を図り、産地強化を進める。その他「大崎菜」等の園芸作物の振興や田畑輪換を推進しながら農地の有効利用を進める。

(エ) 蕨神地区（D地区）

蕨神地区の西部開田地区約159haについては、5～10a区画でパイプラインによる用排水条件が整備され、水田として利用されている。水稻以外の作物には利用が難しい状況にあり、今後も「魚沼コシヒカリ」作付地として振興を図る。

魚野川左岸流域約140haについては、県営区画整理事業が実施され用排水分離による30a区画に再整備されているので、大型機械化並びにカントリーエレベーターの利用を図りながら良質米の生産団地を育成する。

後山、辻又集落とも住宅周辺の農地については区画整理事業が実施され、5～20a区画となり効率的な土地利用を図っているが、山間地、林間農地は条件が悪く農地の荒廃を招いている。中山間地域等直接支払制度の活用、認定農業者や生産組織等の担い手育成により、農地、農業用施設の保全につとめ、良質米生産団地として育成するとともに、山間地等の土地については林産物の生産を行うなど土地の有効利用を推進する。

(オ) 城内地区（E地区）

国道291号沿いで宇田沢川右岸に広がる長森新田地内の農地は水稻を主体とした土地利用をしている。近年、生産調整による転作作物として2～5haの大豆団地を形成してきた。

今後の生産調整の対策として大豆やそばについて機械化を視野に入れながらさらなる生産拡大を図る。

国道 291 号と県道城内焼野線に囲まれた泉地内に展開するおよそ 57ha の農地は、ほとんどが水田であるが、泉地内の農家で転作作物としてそばの導入が図られた。今後、産地化に向け団地の拡大を図る。

(カ) 大巻地区（F 地区）

魚野川左岸と JR 上越線・関越自動車道に接し展開する青木新田・奥地内の農地およそ 47ha は主として水稻に利用されている。田については大半が 10a 区画に整備されており現在農道・排水路の基盤整備も進んでいる。また、比較的大規模な農家も多いため一層の農地の集積を図っていく。

国道 17 号の西側の大和地域との境から押堀川までのおよそ 18ha の寺尾地内農地はそのほとんどが水田であるが、用水の需要が増大する時期に水不足になることもあり、ファームポンドの建設が計画されている。近年大巻地区では花卉の栽培が増えつつあるため、ハウスの設置等を推進する。

(キ) 五十沢地区（G 地区）

五十沢地区野中地内を通る三国川の上流で、三国川の支流となる芋川沿いの急傾斜を伴うおよそ 7ha の農地は、中山間地域直接支払制度の対象地ともなっていることから、農地を保全する意味でも転作作物としてそば団地を形成している。中山間地域のモデルとなるように保全していきたい。

(ク) 六日町地区（H 地区）

東部地区の県道大月六日町線の両側に広がる大月地内のおよそ 42ha の農地は、その約 9 割が水田として、その他が普通畑として利用されている。緩やかな傾斜をもったほ場は機械化を進める上では好条件であるが、水はけが悪く土壌の改良がこれからの課題である。また、地区外の所有者が比較的多いことから農地の流動化・集積を図っていく必要がある。

大月集落の東の斜面に展開する農地およそ 8ha は、総合的には畑であるが、樹園地との混在も見られる。ここで生産される野菜は朝市等に出荷し好評であることから、堆肥の活用による有機野菜としてさらに生産を拡大したい。

西部地区は国道 253 号線と近尾川がほぼ平行に走り、その近尾川の上流部から北側に広がる君帰・欠ノ上地内のおおよそ 23ha の農地は、そのほとんどが水田であり、基盤整備もほぼ完了し機械化に適したほ場になっている。優良農地を確保しながら農地の集積を促進する。

上記農地の東側の斜面にはおおよそ 8ha の畑を中心とした農地が展開している。園芸作物・果樹を中心とした農地の利用を促進する。

(ケ) 上田地区（I 地区）

登川東部流域及び国道 291 号沿いの平坦農地およそ 490ha は、米の収量が 10a 当たり 460

kgと低い、土地基盤も整備され機械化も進んでいることから、稲わらのすき込み、堆肥の施用など地域資源を活用した土づくりを推進し、水田を主体に、園芸作物との複合化を進め、産地化を図る。

雲洞集落岩井沢川沿いの畑地は、ほ場整備を実施し優良農地の確保を図り、野菜、大豆等の作付拡大に努める。

(コ) 塩沢地区（J地区）

魚野川沿い及び北沢川、城ノ入川、鎌倉沢川水系に属する平坦農地およそ 550ha は、5～15a 区画に整備され、良質米の作付比率も高く、土壌条件も良好なことから、今後も水田として確保する。

国道沿い、塩沢、竹俣地区の用途地域周辺農地については、今後宅地の進展が予想されることから、計画的な土地利用を進め集団農地のスプロール防止に努める。

三島沢川沿いの農地約 23ha と、栃窪、岩之下地域の未整備農地およそ 68ha については、土地基盤整備を促進し田としての利用を高め、生産性の向上を目指す。

(サ) 中之島地区（K地区）

魚野川、登川流域一帯に広がる優良平坦農地およそ 1000ha は、土地基盤も整備されていることから、水稻を主体とするが、一部田から畑への転換を進め、野菜、大豆等の作付拡大を図る。

宅地周辺に点在する畑地については、自給野菜の栽培が主体となっているが、高齢者・女性のパワーを活かした地域特産物の開発を進め、観光と結びつけた園芸の振興に努める。

(シ) 石打地区（L地区）

魚野川西部流域、大野川、仁田川水系に属する平坦農地およそ 190ha、窪川、大沢水系の農地およそ 150ha については、基盤の整備が完了し、土壌条件も良好なことから引き続き田としての利用を進める。

また、J R 上越線沿い大野原地域の市街化が進んでいる畑地については、冬期民宿農家の自給野菜の作付拡大を図る。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域内にある農用地のうち、農用地区域に含まれる農用地面積は5,836.7haであり、そのうち約91%が田である。山間地や山沿いには傾斜度1/20以上の急傾斜地が多く存在し、平野部でも平均傾斜度が1/20～1/100の緩傾斜地となっている。ほ場整備率は山間地を除いて90%以上であり、大和地域の魚野川東部で30～100a区画に整備されている。その他の地域も5～30aに整備が進んでいる。

畑地については、園芸作物の産地強化のため、今後ほ場整備事業に併せて計画的に畑作団地化を推進する。

5～10区画のほ場についても再ほ場整備のほか、農道改良整備・用排水改良整備の推進等農用地の整備・保全をはかり、省力化による高生産性農業を推進する。

ア 東地区（A地区）

大倉桐沢地域、水無川沿岸地域は、平成7年度から県営ほ場整備事業が実施され、50a～1ha区画のほ場に再整備されており、大区画化が推進されている。

三用川沿岸地域57haについては、平成15年度から県営経営体育成事業によるほ場整備が始まっている。

集团的畑地である三用小学校周辺の畑地整備については、平成5年度～平成8年度に中山間地域農村活性化総合整備事業が実施され、35.3haについて20a区画に整備され複合営農が推進されている。

その他は5～10a区画であり大型機械作業に向いていないため、土地基盤の再整備と農道、用排水路の改良工事の実施を検討する。

イ 浦佐地区（B地区）

水無川沿岸地域は、平成7年度から県営ほ場整備事業が実施され、50a～1ha区画のほ場に再整備されており、大区画化が推進されている。

五箇の中島地区及び山田島地区においては、平成3年度～平成13年度に団体営農村総合整備事業が実施され10～30a区画に再整備された。

その他の五箇集落周辺及び浦佐魚野川西部は5～10a区画がほとんどであり、土地基盤の再整備を検討する。

ウ 大崎地区（C地区）

地区の南部232haは昭和55年県営区画整理事業に着手して平成元年に完了し、30a区画となっている。また、水無川沿岸地域は、平成7年度から県営ほ場整備事業が実施され、50a～1ha区画のほ場に再整備されており、大区画化が推進されている。

それ以外は、5～10a区画であり大型機械化の対応が難しいため、土地基盤の再整備と農道、用排水路の改良工事の実施を検討する。

エ 藪神地区（D地区）

魚野川左岸の約 140ha について、平成元年～8 年度まで県営区画整理事業が実施され、用排水分離による 30a 区画には場が整備された。

西部開田地区では、パイプライン工事が完了し、用排水分離による汎用化が可能となっているが、区画が 5～10a で湿田が多いため、一村尾集落については県営経営体育成事業によるほ場整備について計画が進んでいる。その他の集落についても、今後農家の合意を得ながら土地基盤の再整備を計画的に実施する。

後山・辻又集落については、土地基盤整備事業の実施可能な土地条件の地域については整備が完了しているが、今後は地域の意向を尊重しながら集落合意を図り事業導入を検討していく。山間部の農地は小団地で傾斜度 1/20 以上の急勾配で施行が困難であり、耕作放棄地を防止しながら現状のまま農地を保全していく。

オ 城内地区（E地区）

国営魚野川東部農地開発事業が昭和 53 年度に完了し、30 a 区画に整備されたほ場を中心に機械リース事業等の積極的な活用により大型機械の導入を進め、農作業受委託を促進し大規模農家・受託組織の育成、面的集積の推進を図り、経営基盤の強化を進めていく。さらに一層の農業基盤の整備を進めて農業経営の安定を図る。

山際部の地形的条件から、水稻の高収穫が望めない土地については、畑作・園芸振興を安定した流通経路の確保を図りながら推進していく。

なお、後継者不足による農業経営者の高齢化問題に対し、担い手を積極的に育成するとともに新規就農者の確保を図る。

カ 大巻地区（F地区）

10～20 a 区画に整備されたほ場について小中規模農家を中心に経営されているが、生産組織の拡大等による農地の流動化を推進し、今後大規模農家の育成を図る。

牛・養豚等は、近年厳しい経営状況にあり、減少傾向にあるが、経営の合理化、低コスト化を図ることにより維持していく。

なお、後継者不足による農業経営者の高齢化問題に対し、担い手育成と花卉等の園芸作物の推進を積極的に図るとともに新規就農者の確保を図る。

キ 五十沢地区（G地区）

国営魚野川東部農地開発事業（昭和 53 年度完工）により 30 a ほ場に整備された土地を中心に機械リース事業等の積極的な活用により大型機械の導入を進め、農作業受委託を促進し大規模農家・受託組織の育成、面的集積の推進を図り、経営基盤の強化を進めていく。さらに一層の農業基盤の整備を進めて農業経営の安定を図る。

山際部の地形的条件から、水稻の高収穫が望めない土地については、畑作・園芸振興を安定した流通路を確保しながら推進していく。

なお、後継者不足による農業経営者の高齢化問題に対し、担い手育成を積極的に図ると共に新規就農者確保を図る。

ク 六日町地区（H地区）

東部地域は大型機械設備の導入に対応すべく、農業条件の再整備を推進するとともに、園芸生産については流通体系の整備を図り安定した市場供給に努める。

なお、後継者不足による農業経営者の高齢化問題に対し、担い手育成を積極的に図るとともに新規就農者確保に努める。

西部地区は区域内に市街地があり、人口・世帯が集中し、都市的土地需要が高い状況にある。

土地については、そのほとんどが5a区画で小規模農家がそのほとんどである。このため、2種兼業農家の占める割合が高い。今後、農作業の受委託等を積極的に推進し、農地の確保に努める。また、山沿いにおいては、園芸作物の産地化を図る。

ケ 上田地区（I地区）

農用地の9割は登川水系の平坦地域に形成され、県営及び団体営ほ場整備事業により概ね500haの農地が整備されている。しかし、一部の地域及び山間農地の36haは湿田のため、今後暗渠排水、用排水などの整備により乾田化が望まれている。

コ 塩沢地区（J地区）

平坦農地を中心に団体営ほ場整備事業により521ha、さらに山間地域においても、農村基盤総合整備や地滑り関連事業により41haの水田が整備されている。しかし、山間傾斜農地が極めて多いことから基盤整備率は著しく遅れている。このような状況から、今後魚野川沿いの中川原地区の15.7ha、山間地の樺之沢地区23ha、岩ノ下、栃窪地区68haの農用地のほ場整備事業を行って優良農地の拡大を図り、生産性の向上に努める。

サ 中之島地区（K地区）

平坦農地において、県営ほ場整備事業により1,037ha、その他団体営、県単等の各事業により48ha、さらに坊坂地区の畑地造成5.8haの区画整備を完了し、地域内農地のほとんどの水田が20～30aで整備されている。このため、大型機械化作業体系の確立により農業の近代化を進めるとともに、今後農村総合整備モデル事業で農業排水改良や上田地区に通じる幹線農道整備をはじめ農道網の整備を促進し、農作業の効率化を高める。

シ 石打地区（L地区）

山間地域一帯にスキー場の開発が進み平均経営耕地面積も少なく、観光プラス農業の兼業農家が多いことから営農意欲も低い。

土地基盤整備の状況は、昭和35年～昭和45年に329haの平坦農用地と、山間地の大野地区39.6haを団体営ほ場整備事業で完了しているが、いずれも小区画ほ場で狭隘な農道、用排水兼用等の条件のため、大型機械の運行が困難であり、再ほ場整備が必要である。一日市地区の幹線用水改良を団体営かんがい排水事業（受益面積80ha）を実施する計画となっている。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	事業主体	工 期	備 考
		地 区	受益面積 (ha)				
区画整理	区画整理 59ha	三用川沿岸	59	2-1	新潟県	H13～H20	県営経営体育成
区画整理	区画整理 343ha 用排水路、道路網の整備	水無川沿岸	343	2-2	新潟県	H 7～H16	県営ほ場整備事業
区画整理	区画整理 43ha 用排水路、道路網の整備	大倉桐沢	43	2-3	新潟県	H 8～H15	県営ほ場整備事業
区画整理	区画整理 44ha 暗渠排水 40ha	菰神北部	44	2-4	新潟県	H24～H29	県営経営体育成事業
客土	客土 11.2ha	浦佐	11	2-5	大和郷土地改良区	H15～H18	団体営基盤整備促進事業
客土	客土 10.6ha	浦佐第2	11	2-6	大和郷土地改良区	H19～H21	団体営基盤整備促進事業
揚水機場整備	揚水機場整備 6箇所	大崎	187	2-7	大和郷土地改良区	H13～H17	団体営基盤整備促進事業
揚水機場改修	可とう管交換 1 式	大和揚水機場	660	2-8	大和郷土地改良区	H19	国営造成水利施設保全対策事業
用排水整備	用 水 路 改 修 L=441m	穴地	9.2	2-9	大和郷土地改良区	H17	団体営基盤整備促進事業
用排水整備	用水路改修 L=1940m	茗荷沢	12.6	2-10	大和郷土地改良区	H18～H19	団新システム事業
ため池改修	ため池改修3箇所	後山	19	2-11	新潟県	H19～H24	県営中山間防災事業
農村総合整備	区画整理 19.5ha、 用排水施設 L=3,042 m 農道 L=2,928m、農村公園整地 A=3,430 m ²	五箇	41	2-12	南魚沼市(大和町) 大和郷土地改良区	H 3～H13	団体営農村総合整備事業
かんばい	ファームボンド V=3,000 m ³	菰神	168.9	2-13	南魚沼中央土地改良区	H12～H15	団体営基盤整備促進事業
かんばい	頭首工、揚水機場、水路の整備	魚野川東部	875	2-14	新潟県	H3～H13	県営かんがい排水事業
区画整理	区画整理 29.8ha	城内南部	30	2-15	新潟県	H12～H17	県営ほ場整備事業(担い手育成)
区画整理	パイプライン 39ha 客土 7ha	野際	39	2-16	新潟県	H18～H23	県営経営体育成基盤整備事業
区画整理	区画整理 64.1ha 暗渠排水、客土	大月	64.1	2-17	新潟県	R3～R11	経営体育成基盤整備事業
農道整備	踏切改良1箇所	奥	64	2-18	南魚沼中央土地改良区	H15～H19	団体営基盤整備促進事業
農道整備	農道整備 L=619m	干溝	11	2-19	五城土地改良区	H10～H11	団体営農道事業

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	事業主体	工 期	備 考
		地 区	受益面積 (h a)				
農道整備	農道整備 L=997m	箕田	21	2-20	五城土地改良区	H14～H17	団体営基盤整備促進事業
農道整備	農道整備 L=760m	余川	28	2-21	南魚沼中央土地改良区	H12～H16	団体営農道事業
農道整備	農道整備 L=2,106m	六日町	132	2-22	新潟県	H11～H18	県営農免農道事業
かんばい	頭首工補修1式	五城	1,240	2-23	新潟県	H6～H13	県営かんがい排水事業
かんばい	パイプライン A=20ha	下出浦	21	2-24	新潟県	H9～H11	県営土地総(省力化型)事業
かんばい	用水路整備 L=755m	宇津野新田	31	2-25	新潟県	H9～H12	県営ため池一般事業
かんばい	用水路整備 L=436m	青木新田	28	2-26	新潟県	H9～H13	県営ため池一般事業
かんばい	用水路整備 L=504m	美佐島	39	2-27	新潟県	H9～H12	県営ため池一般事業
かんばい	用水路整備 L=269m	五日町	47	2-28	新潟県	H10～H13	県営ため池一般事業
かんばい	用水路整備 L=916m	奥	31	2-29	新潟県	H12～H14	県営ため池一般事業
かんばい	サイホン工3箇所	六日町第2	742	2-30	新潟県	H22～H25	県営ため池一般事業
頭首工改修	護床工補修1式	宇田沢川頭首工	191	2-31	新潟県	H23	基幹水利施設ストックマネジメント事業
頭首工改修	堰柱補修1式	三国川頭首工	899	2-32	五城土地改良区	H19	国営造成水利施設保全対策事業
頭首工改修	アスベスト除去1式	永松	151	2-33	新潟県	H19	特別農業用管水路等特別対策事業
用排水整備	用水路補修 L=500m	三国幹線用水路	800	2-34	五城土地改良区	H21	基幹水利施設ストックマネジメント事業
農村総合整備	農道 L=1,285m、集落道 L=764m、用排水路 L=851m、小水力発電施設1箇所	五城	1,240	2-35	南魚沼市(六日町)五城土地改良区	H7～H12	団体営農村総合整備事業(小水力発電施設)
農村総合整備	農道・集落道・用排水整備 L= 7,221 m	大巻西山	70.9	2-36	南魚沼市(六日町)南魚沼中央土地改良区	H4～H11	団体営農村基盤総合整備
区画整理	区画整理 31ha	塩沢北部	31	2-37	新潟県	H14～H20	県営ほ場整備事業(担い手育成型)
区画整理	区画整理 46.5ha	塩沢一日市	46.5	2-38	新潟県	H17～H22	県営経営体育成基盤整備事業
区画整理	区画整理 31.1ha	城之入川	31.1	2-39	新潟県	H20～H25	県営農業生産法人等育成緊急整備事業

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	事業主体	工 期	備 考
		地 区	受益面積 (ha)				
区画整理	区画整理 68.2ha	吉里	53.5	2-40	新潟県	H29～R5	経営体育成基盤整備事業
区画整理	区画整理 35ha	上一日市	35	2-41	新潟県	H24～H29	県営経営体育成事業
区画整理	区画整理 40ha	城之入川Ⅱ期	40	2-42	新潟県	H24～H29	県営経営体育成基盤整備事業
区画整理	区画整理 10ha	江下	10	2-43	塩沢土地改良区	H13～H18	団体営基盤整備促進事業
用排水整備	用排水路整備 60ha 客土・暗渠排水 60ha	上田北部	60	2-44	新潟県	H24～H29	県営経営体育成事業
用排水整備	用水路整備 L=620m	横江	80	2-45	塩沢東部土地改良区	H22～H24	団体営基盤整備促進事業
用排水整備	用水取水工 1 基	天野沢大堰	8	2-46	塩沢町土地改良区	H23	団体営基盤整備促進事業
用排水整備	揚水機 1 基	舞子	13.4	2-47	塩沢東部土地改良区	H18	団体営基盤整備促進事業
用排水整備	用水路整備 L=1,050m	木六上	106.7	2-48	塩沢東部土地改良区	H20～H21	団体営基盤整備促進事業
用排水整備	用排水路 L=40,000m、 暗渠排水 100ha	上田	100	2-49	新潟県	H24～H29	県営中山間一般事業
農道整備	農道整備 L=1,790m	上田東山	41	2-50	塩沢東部土地改良区	H12～H19	団体営基盤整備促進事業
農道整備	農道整備 L=1,127m	上田横上	33.3	2-51	塩沢東部土地改良区	H20～H22	団体営基盤整備促進事業
農道整備	農道整備 L=1,300m	横川	19	2-52	塩沢東部土地改良区	H23～H25	団体営基盤整備促進事業
農道整備	農道整備 L=1,260m	君沢	21	2-53	塩沢町土地改良区	H24～H27	団体営基盤整備促進事業
かんぱい	頭首工1式	天野沢	742	2-54	新潟県	H11～H12	県営ため池等整備事業
かんぱい	用水路 L=51m	塩沢	742	2-55	新潟県	H14～H15	県営ため池等整備事業
かんぱい	用水路 L=370m、 頭首工補修1式	六日町	742	2-56	新潟県	H16～H21	県営基幹水利施設補修事業
かんぱい	用水路 L=480m	六日町第1	742	2-57	新潟県	H17～H21	県営ため池一般事業
かんぱい	サイホン 1式、 用水路 L=307m、 取水工 L=10m、 予備水路 L=31m	五十嵐	418	2-58	新潟県	H10～H15	県営かんがい排水事業
かんぱい	天野沢揚水機場 電気施設1式、 ポンプ施設1式	天野沢第1	742	2-59	新潟県	H21～H25	県営基幹水利施設補修事業

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	事業主体	工 期	備 考
		地 区	受益面積 (ha)				
かんばい	揚水機管理設備修繕一式	天野沢	742	2-60	南魚沼中央土地改良区	H11	団体営修繕保全事業
かんばい	水門等 1 式	登川左岸第 1	312	2-61	新潟県	H24～H25	基幹水利施設ストックマネジメント事業
かんばい	長表排水機場電気施設 1 式、ポンプ施設 1 式	長表	100	2-62	新潟県	H24～H26	基幹水利施設ストックマネジメント事業
揚水機場改修	アスベスト除去1式	上十日町	31	2-63	新潟県	H19	特別農業用管水路等特別対策事業
揚水機場改修	アスベスト除去1式	天野沢	742	2-64	新潟県	H19	特別農業用管水路等特別対策事業
客土	客土 10.7ha	浦佐第3	11	2-65	大和郷土地改良区	H22～H24	団体営基盤整備促進事業
区画整理	区画整理 16.0ha 用排水施設整備 1箇所 農道整備 L=900m	新外谷	16	2-66	新潟県	H25～H30	県営農地環境整備事業
かんばい	ポンプ・電動機・付帯設備の修繕	大巻・藪神	295	2-67	新潟県	H25～H28	基幹水利施設ストックマネジメント事業
かんばい	頭首工ゲートの更新、ポンプ・電動機・付帯設備の修繕、吐水槽の補修	天野沢第1	701	2-68	新潟県	H25～H29	基幹水利施設ストックマネジメント事業
区画整理	区画整理 19.7ha 用排水施設整備 L=450m 農道整備 L=450m	泉盛寺開田	20.3	2-69	新潟県	H26～H31	県営農地環境整備事業
かんがい排水	用排水施設整備 L=495m	八竜下	45.9	2-70	南魚沼土地改良区	H25～H27	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進事業）
かんがい排水	用排水施設整備 L=249m	柄沢下	24.9	2-71	南魚沼土地改良区	H25～H26	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進事業）
客土	客土 9.0ha	浦佐第 4	9	2-72	大和郷土地改良区	H26～H28	団体営基盤整備促進事業
客土	客土 4.1ha （全体 25.2ha）	十日町	4.1 (25.2)	2-73	大和郷土地改良区	H26～H30	団体営基盤整備促進事業
農地防災	用水路改修 L=5.7km	五十沢南部	67.3	2-74	新潟県	H27～H30	県営特定農業用管水路等特別対策事業
かんがい排水	用水施設整備 L=326m	馬場山	16.7	2-75	南魚沼土地改良区	H27～H28	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進事業）
かんがい排水	用水路 L=9.7 km	姥島	49.6	2-76	新潟県	H27～H31	県営かんがい排水「集積型」事業
農地防災	排水樋管撤去 2箇所	今町・九日町	30.1	2-77	新潟県	H27	県営ため池等整備事業（農業用河川工作物等応急対策事業）
農地防災	用水路工(管水路更新) L=4.85km	穴地新田	59	2-78	新潟県	H28～H33	県営特定農業用管水路等特別対策事業
農地防災	用水路保護工 L=460m	五箇	31.5	2-79	新潟県	H28～H30	県営ため池等整備事業（農業用河川工作物等応急対策事業）

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	事業主体	工 期	備 考
		地 区	受益面積 (ha)				
農 地 防 災	頭首工 1 式	魚野川東部	495	2-80	新潟県	H28～H30	県営ため池等整備事業(農業用河川工作物等応急対策事業)
かんがい排水	揚水機場 1 式 水管理システム 1 式	魚野川東部	1027.2	2-81	新潟県	H28～H32	県営農業水利施設保全合理化事業(農業水利施設等整備事業)
農 地 防 災	用水路工(管水路更新) L=37.79km	八色原地区	417.6	2-82① 2-82②	新潟県	H30～H39	県営特定農業用管水路等特別対策事業
かんがい排水	揚水機場1式 ゲート 19 門更新	大崎	190.4	2-83	新潟県	H29～H33	県営農業水利施設保全合理化事業(農業水利施設等整備事業)
農 地 防 災	用水路改修 L=4.1km	宇田沢沿岸	56.6	2-84	新潟県	H29～H33	県営特定農業用管水路等特別対策事業
かんがい排水	用排水施設整備 L=212m	寺尾五日町	17.4	2-85	南魚沼土地改良区	H29～H30	団体営基盤整備促進事業
かんがい排水	頭首工1箇所	山口	28.2	2-86	新潟県	H29～H31	県営かんがい排水(集積型)事業
農 地 防 災	ため池耐震化 1式	下出浦	17.8	2-87	新潟県	H29～H34	県営ため池等整備(地震対策ため池防災)事業
かんがい排水	用排水施設整備 L=26m	大巻藪神第2	181.7	2-88	南魚沼土地改良区	H28	団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業
かんがい排水	用排水施設整備 L=285m	蕪甲水系	14.1	2-89	南魚沼土地改良区	H29	団体営基盤整備促進事業
かんがい排水	用排水施設整備 L=222m パイプライン整備 L=380m 減圧弁改修 11 箇所 取水工整備 1 箇所	天野沢	49.3	2-90	新潟県	H29～H32	県営かんがい排水「集積型」事業
かんがい排水	ため池整備 2 箇所 減圧弁改修 5 箇所	栃窪峠下	16.4	2-91	南魚沼土地改良区	H30～H33	団体営基盤整備促進事業
かんがい排水	ため池整備 1 箇所 取水工整備 1 箇所 減圧弁改修 4 箇所 補給揚水施設整備 1 箇所	栃窪	23.6	2-92	新潟県	H30～H33	県営かんがい排水「集積型」事業
かんがい排水	水管橋塗装 4 箇所 空気弁交換 19 箇所	大巻藪神第3	295.0	2-93	南魚沼土地改良区	H30～H32	団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業
かんぱい	水路トンネル L=874m	西部幹線 小栗山	575.6	2-94	新潟県	H31～H33	県営ため池等整備事業

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	事業主体	工 期	備 考
		地 区	受益面積 (ha)				
かんがい排水	用水路工 L=1,001m 管水路給水栓 81箇所 揚水機場 1箇所	原柄沢	13.4	2-95	南魚沼土地改良区	R元～R4	団体営基盤整備促進事業
かんがい排水	用水路工 L=2,789m 排水路 L=938m	小松沢	6.7	2-96	南魚沼土地改良区	R元～R3	団体営基盤整備促進事業
区画整理	区画整理 16.1ha	荒金 堂島新田	16.1	2-97	新潟県	R4～R9	県営農地環境整備事業
区画整理	区画整理 23.6ha 用排水施設整備 1箇所	山口	23.6	2-98	新潟県	R6～R11	中山間地域農業農村総合整備事業

※完了が平成10年以前の事業は省略

3 森林の整備その他林業の振興との関連

当市では農家が個有林面積の大半を保有していることから、農業と林業を切り離すことはできないので農業を主体とした農林家の育成を図る必要がある。このため、市と森林組合が一体となって新しい情報啓蒙指導及び経営基盤の充実を進め、生産基盤の整備と資本の高度化により地域林業の将来的展望に立って素材生産及び除間伐の生産と、その有効利用対策と林産物の安定供給を図る。

4 他事業との関連

生活様式の多様化と混住化及び生活水準の向上により使用水量が増加し、各家庭から排出される生活雑排水は一部農業用水路に流入している地域もある。このため、公共下水道、農業集落排水事業等により下水道の整備をさらに進め、これらの改善を図っていく。

塩沢地域では通年観光化を目指したレクリエーション施設、スポーツ施設などの整備開発が計画されている。開発にあたっては、周辺農用地との調整を図りながら農業用水、農地のスプロール化等、十分留意しながら進めていく。また、農産物の流通面における道路確保を促進するため、幹線農道、市道などの改良整備を行う。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

過疎化・高齢化の進行と後継者不足、長く続く米の生産調整から、労力及び経費のかかる中山間地域等における沢地や孤立した生産条件の不利な農地については、耕作放棄や管理不十分による農用地としての機能低下が見られる。地域のもつ多面的機能の低下や農地の土壌侵食や崩壊の危険が増し、防災機能の低下に結び付くことが懸念される。中山間地域等直接支払制度を活用しながら、地域・集落の合意形成のもと、今後とも確保していく農地を重点に耕作放棄の未然防止と集落機能の維持が図られるよう生産基盤と生活環境の一体的な整備を行う。

魚野川やその支流沿岸地域については、周辺に影響を及ぼす恐れのある管理不十分農地を発生させないよう、転作重点作物を拡大し農地の有効利用を高めるとともに、水田の大区画化や汎用化に向けたほ場整備、そして経営体の育成、農地集積を一層推進し、優良農用地の保全に努める。

2 農用地等の保全のための活動

中山間地域等の耕作放棄や管理不十分による農用地としての機能低下防止を図るとともに多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度を利用し、集落が主体的に協定締結と活性化プランの策定実践による地域の活性化活動を推進する。活動が活発に、円滑に行われるよう市は関係機関とともに積極的な支援を行う。

また、耕作放棄地になりそうな農地の有効利用を図るための施設整備や保安全管理のための資金援助などを集落とともに十分検討しながら地域条件に即した農業生産や集落機能の維持増進を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

造林地の適切な管理を行うとともに自然ブナ林を保全しながら資源確保を図り、傾斜地や冷涼な気象条件などの地域特性を活かした特色ある農林産物の生産や加工の拡大を図り、都市生活者等との交流による販売・流通の仕組みづくりやボランティア支援などにより、持続的な地域農業と農林地の保全を推進する。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

中核的農家及び高生産農業経営者は、市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、目標に沿った経営体に移行し、安定した農業所得を確保するため農業経営の規模拡大、農地の集団化を推進する。

また、農用地利用集積の諸制度を活用することにより農地流動化と農作業受委託を積極的に推進し、経営体の育成と規模拡大に努める。さらに、農業に意欲的な担い手農家を中心とする生産組織の育成強化により、土地の有効利用と生産性向上を図り、経営目標を達成する。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積 ha
家族経営	1) 水稲単一 (専業)	10.0ha	水稲 7.7ha ソバ 2.3ha	57	402
	2) 水稲単一 (兼業)	5.0ha	水稲 3.8ha ソバ 1.2ha	147	508
	3) 水稲+露地野菜(専業)	6.9ha+2.1ha	水稲 6.9ha 西瓜 2.1ha カリフラワー(後作) 0.3ha	49	305
	4) 水稲+露地野菜(兼業)	3.8ha+1.2ha	水稲 3.8ha 西瓜 1.2ha カリフラワー(後作) 0.1ha	24	75
	5) 水稲+施設園芸	8.5ha+0.5ha	水稲 6.9ha 花卉 0.5ha ソバ 1.6ha	16	120
	6) 酪農+水稲	4.0ha+経産牛 35 頭	経産牛 35 頭 水稲 3.0ha ソバ 1.0ha	12	40
	7) 養豚+水稲	2.0ha+豚 650 頭	種雌豚 60 頭 肥育豚 590 頭 水稲 1.5ha ソバ 0.5ha	1	5
	8) きのこと(エノキタケ)	80,000 本	所有ビン 80,000 本 回転数 5.5 回	9	4
	9) きのこと+水稲	2.7ha+椎茸 30,000 床	椎茸 30,000 床 水稲 2.3ha ソバ 0.4ha (きのこハウス 0.3ha)	18	56
	10) 水稲+果実 (専業)	3.0ha+2.0ha	水稲 3.0ha 果実 2.0ha(加工用ぶどう)	7	28

	11) 水稻＋果実（兼業）	3.0ha＋1.0ha	水稻 3.0ha 果実 1.0ha(加工用ぶどう)	1	6
法人組織経営	1) 水稻単一 (主たる従業者 3 名)	26.0ha	水稻 20.0ha ソバ 0.6ha	28	266

(2) 農用地等の農業上の効果的かつ総合的な利用に関する誘導方向

生産組織・地域農業集団・農業協同組合の各営農部会等、組織の活動を活発化させ集落内の話し合いによる合意形成を図る。経営規模拡大と生産性の高い複合営農を展開するため、農用地の効率的かつ計画的な利用を進め、経営体・生産組織への農地の集積を図る。

さらに、小規模農家の機械、施設の過剰投資を防止するとともに、農業就労者の高齢化、兼業化の進行による耕作放棄を防止するため、担い手となる認定農業者、経営体を育成強化し、農作業の受委託、機械、施設の共同利用を推進し農用地の有効利用を図る。

中山間地域等直接支払対象地域においては、耕作放棄の防止や多面的機能を守るため、「集落協定」に基づき、集落での共同作業や集落営農組織結成を促進し、さらに組織の法人化へ誘導する。

また、西瓜などの園芸作物との複合経営を進め、作付け拡大と団地化を促進し、耕種農家と畜産農家の連携と広域有機センター活用による土づくり・地力増進に努め、農用地の効果的かつ総合的な利用を推進する。

	農用地等の流動化	裏作導入	備 考
現 在（１９ 年）	４ ８ ８． ６ ha	５． ０ ha	
２ ２ 年	５ ４ ９． ５ ha	６． ０ ha	
２ ７ 年	６ ５ １． ０ ha	７． ０ ha	

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

a 認定農業者等の育成対策

中核農家を中心とした農業経営の規模拡大と農用地の有効利用を図るため、関係機関、農業団体と密接な連携をとりながら、中核農家・生産組織への農用地の利用集積を行い、優れた農業の担い手を確保し、生産性の高い農業経営を実現するよう努める。

また、担い手を育成強化するため、全集落を対象に掘り起こし活動を積極的に展開し、農地の流動化を促進する。関係機関、農業団体の指導・協力を得ながら、研修会、先進地視察等各種活動を積極的に支援し環境を整える。

b 農用地の集団化対策

遊休農地の有効利用や水田の汎用化を図るため、土地基盤整備を促進し土地利用型の重点作物として、ソバ、スイカ等の集団栽培を進め生産を拡大する。

また、コシヒカリの安定生産、品質向上に努め、併せて農業機械の共同利用や農作業の受委託を推進し、コスト低減を図る。

c 農業生産組織の活動促進対策

集落や地区単位で生産組織が立ち上がってきている。まだ組織のない集落に対しては、集落の意向に沿って、担い手農家を中心とする集落営農または生産組織化を促進する。

生産組織結成時の活動助成、近代化施設・大型機械の導入支援を行い、作付けから収穫、出荷までの共同化を促進する。

また、新たな経営安定対策として、関係機関が協力して集落の話し合いを進めて地域の合意形成を図り、集落営農から組織化、さらに法人化へと推進し、地域農業や優良農地を健全なカタチで守り発展させていく。

d 地力の維持増進対策

安全で良食味を求める消費者ニーズに応え、スイカ等の園芸作物の高品質化、コシヒカリの高付加価値化・産地強化を図るために土づくりは不可欠となっている。

耕種農家と畜産農家の連携により、広域有機センターの堆肥を積極的に利用するとともに、稲わらのすき込み等による土づくりを推進し、地力を維持増進する。また、堆肥を広範囲に有効利用できるよう堆肥散布体制を整備する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

山間地に点在する農地は地形的制約から集団化が困難であり、生産性の向上を図ることは難しい。このような地域においては特用林産物のきのこ類の栽培農家を育成するなど、農林業者の安定した就業機会の確保と所得向上を図る。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

国民の米消費量の減少と市場原理による農産物の産地間競争の激化や輸入拡大の中で、水稻を基幹作物とする本地域にあっては、その基軸となる魚沼産コシヒカリの生産コストの低減を図りながら、高品質で安定的に生産し供給しなければならない。そのためには、土づくりや基本栽培技術の励行と農業用施設・機械の近代化、カンントリーエレベーターの効率的利用を進めながら、安定した農業経営を確立することが不可欠である。

しかし、個人完結型農業が依然多く、生産資材の高騰や機械の過剰投資により農家経営は厳しい状況が続いている。その中で東地区を始めとしてほ場整備事業に取り組んでおり、それとともに担い手・生産組織の育成が図られている。基幹作物である水稻については、農業用施設・機械の近代化を推進し、農業後継者となる担い手、生産組織を育成し、規模の拡大、法人化を

促進する。

八色西瓜、カリフラワー、花卉等の園芸作物や菌床しいたけ等の安定生産のため、品質の統一を図り、量産体制を確立して産地の強化を図る。そのために花卉の球根貯蔵施設、花卉栽培ハウス、菌床しいたけの培養施設等を整備し、県内外の市場への流通体制を強化する。

畜産については乳価や肉価の低迷及び輸入自由化、糞尿処理の環境対策等により厳しい情勢が続いており、畜産農家にとっては現状を維持することさえも厳しい状況となっている。しかしながら、消費者から有機栽培など農産物に対する安全性を求める声が強まり、食の健康志向が高まっていることから、耕畜の連携を強化し、家畜糞尿の有機資源化とその利用による地域農産物の高品質化を図り、併せて環境対策の問題を解決し畜産農家のおかれている環境を改善するため、平成 16 年度～平成 17 年度に有機センターを整備した。施設の有効利用のために堆肥散布体制の整備を行う。

(1) 東区（A地区）

水無川沿岸地域、大倉桐沢地域、三用川沿岸地域において 21 世紀型ほ場整備事業・担い手育成ほ場整備事業により多くのほ場が 30a～1 ha の大区画に整備され、大型機械作業が可能となっている。

また、三用地区では畑地の整備も行われており、園芸作物生産拡大の拠点地域となっている。今後さらに、良質米の生産を基軸にスイカの栽培やしいたけ培養も含め複合営農を推進する。そのため、米の貯蔵・精米施設などの近代化施設を計画的に整備する。

(2) 浦佐地区（B地区）

水無川沿岸地域では 21 世紀型ほ場整備事業により 30～1 ha の大区画に整備された。五箇地区も魚野川付近のほ場について区画整理が行われた。

スイカや花卉等の園芸作物や菌床しいたけの生産が盛んであり、今後さらに、良質米の生産を基軸に複合営農を推進する。それに併せ、米の低温倉庫、精米ラインや花卉球根冷蔵庫、花卉栽培ハウス等の近代化施設を計画的に整備する。

(3) 大崎地区（C地区）

水無川沿岸地域では 21 世紀型ほ場整備事業により 30～1 ha の大区画に整備され大型機械作業が可能となっている。また、畑地も整備されており、八色原地域は園芸作物の拠点となっている。今後さらに、良質米の生産を基軸にスイカなどの栽培を拡大し複合営農を推進する。スイカは平成 14 年に整備した自動選果施設により集出荷体制が整いつつある。さらなる産地の強化に向け計画的に近代化施設の整備を行う。

(4) 蕨神地区（D地区）

水田単作がほとんどの地域であり、ほ場も 5～10 a の区画、湿田が多い。魚野川沿岸は県営ほ場整備事業が実施され 30a 区画に整備されている。今後はさらに、高品質「魚沼コシヒ

カリ」生産出荷のため米の低温倉庫、精米ラインなどの近代化施設を計画的に整備する。

後山・辻又集落は準高冷地で農業生産条件が悪いが、集落周辺の団地化水田についてはほ場整備事業が実施されているので、ため池等の整備を推進し用水の確保を図る。集落との話し合いの中から近代化施設の整備について検討していく。

(5) 城内地区（E地区）

ほとんどが30a区画のほ場となっていて大型機械の導入は可能であるが、経営形態は個別完結的で機械の過剰投資傾向のためコスト低減になっていない状況となっている。今後は生産組織の育成を推進するなかで既存機械施設のカントリーエレベーター等の効率的利用を図り、コスト低減・高生産農業の確立を図る。併せて米の低温倉庫、精米ラインなどの近代化施設を計画的に整備する。

(6) 大巻地区（F地区）

昭和30年後半のほ場整備のため全般的に小区画で大型機械の効率的利用が困難な状況にあり、再ほ場整備をすべく関係機関において検討中であり、今後地区住民との話し合いを積極的に進めるなかで大型機械等の近代化を図っていく。

今後さらに、良質米の生産を基軸に花卉などの栽培を含めた複合営農を推進する。そのために米の低温倉庫、精米ライン、花卉球根冷蔵庫、花卉栽培ハウスなど近代化施設を計画的に整備する。

(7) 五十沢地区（G地区）

ほとんどが30a区画のほ場となっており大型機械の導入は可能であるが、経営形態は個別完結的で機械の過剰投資傾向でコスト低減になっていない状況である。今後は生産組織の育成を推進する中で機械施設の共同化やカントリーエレベーターの効率的利用を図り、コスト低減・高生産農業の確立を図る。

今後さらに、良質米の生産を基軸に鉢物などの生産を含めた複合営農を推進する。そのために米の低温倉庫、精米ライン、もち加工施設を六日町・大和地域を受益としてそれぞれ1ヶ所、鉢物生産ハウスを地区に数ヶ所設置するなど近代化施設を計画的に整備する。

(8) 六日町地区（H地区）

昭和30年後半のほ場整備のため全般的に小区画で大型機械の効率的利用が困難な状況にある。土地の財産保有傾向が強いため、今後は農作業の受委託を含めた農地の流動化を推進する。

今後さらに、良質米の生産を基軸に花卉、鉢物などの生産を含めた複合営農を推進する。そのために米の低温倉庫、精米ライン、鉢物生産ハウスなど近代化施設を計画的に整備していく。

(9) 上田地区（I地区）

地域の水田及び畑はほぼ整備されているため、大型機械化作業体系の確立が進みつつあ

る。しかし、組織化はあまり進んでいない現状から、稲作の共同組織の育成に努め、良質米の生産コスト低減を目指す必要がある。

今後、さらなる米の高品質化や生産流通の拡大、地域特産品の開発、園芸作物やきのこ等との複合経営に向けて、集落との話合いの中から近代化施設の整備について検討していく。

(10) 塩沢地区（J地区）

ほ場は小区画のため大型機械の効率的利用は困難な状況から、再ほ場整備により機械の共同利用化を図る必要がある。ほ場整備を実施したところから生産組織を育成し、機械化一貫作業体系に誘導する。

今後、さらなる米の高品質化や生産流通の拡大、地域特産品の開発、園芸作物やきのこ等との複合経営に向けて、集落との話合いの中から近代化施設の整備について検討していく。

(11) 中之島地区（K地区）

地区内の概ね3割の集落において、稲作共同利用組織で大型機械が導入されている。これらの組織の強化や組織のない集落での組織化・集落営農について推進していく。

今後、さらなる米の高品質化や生産流通の拡大、地域特産品の開発、園芸作物やきのこ等との複合経営に向けて、集落との話合いの中から近代化施設の整備について検討していく。

(12) 石打地区（L地区）

ほ場は小区画のため大型機械の効率的利用は困難な状況から、再ほ場整備により機械の共同利用化を図る必要がある。ほ場整備を実施したところから生産組織を育成し、機械化一貫作業体系に誘導する。

今後、さらなる米の高品質化や生産流通の拡大、地域特産品の開発、園芸作物やきのこ等との複合経営に向けて、集落との話合いの中から近代化施設の整備について検討していく。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
該当なし							

3 森林の整備その他林業の振興との関連

近年、菌床センター、パックセンターが整備され、生産が拡大されてきている菌床しいたけについて、規模拡大による安定量確保、産地の強化に向け、しいたけ培養ハウスの整備を進める。

また、しいたけの原木栽培、えのきなどの栽培、山菜加工などについても各種事業の導入を図りながら施設の近代化を図り、農林業者の所得向上を目指す。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農家数、農業従事者数の減少と高齢化の進行のなかで持続的な地域農業のシステムをつくるためには、経営感覚に優れた経営体を地域・集落の置かれた条件に即して育成強化し、これらを地域や集落の中心に据えた中で農村集落を維持して行く必要がある。

少子・高齢化が急速に進展し将来の担い手不足が懸念されている中で、農業をより魅力あるものにし、認定農業者等の育成とともに、農家子弟の新規就農や他産業からの離職就農による優れた人材を確保・育成し、円滑に受け入れられる体制づくりを急がなければならない。多様化する就農形態に応じたきめ細やかな支援策を県、市、農業団体が情報を共有しながらそれぞれ役割を明確にした中で総合的な支援を行っていく。

農地の集積や農作業の受委託などで担い手の規模拡大も徐々に進んでおり、法人として農業を行う経営体も現れている。地域の合意形成を図りながら、集落をベースとした営農や法人化を促進し、地域の条件に即した農業体系を確立させる。併せて、担い手の規模拡大、複合営農化や加工部門への参入などを促進し体質強化を図る。

高齢化社会に対応して、ゆきぐに大和病院、城内病院、特別養護老人ホーム八色園を始めとする保健医療福祉施設の充実を図り、基幹病院設置により高度医療体制を整備し、健康で豊かな農村社会を構築する。

2 農業を担うべき者のための支援の活動

新規就農を円滑に進めるため、新規就農者や就農候補者に対し、関係機関や県設置の支援施設での各種研修や相談、仲間づくり、初期段階での施設・機械導入支援、各種情報の提供などの総合的な支援を行う。また、農業を担う経営体への就業も促進されるよう経営体の強化を支援する。

また、就農相談などの情報提供、就農準備に対する技術・経営研修及び初次的経費への補助制度を活用した支援によって経営の早期安定を図る。農地等取得資金の融通を円滑化し、早期経営基盤の確立を支援する。

認定農業者等担い手の組織化及び相互の連携・情報交換の場設定、高度な生産技術習得のための各種研修の実施、青色申告等経理による経営管理能力と販売流通等情報収集・分析能力の向上、農地保有合理化事業活用等の支援を県・市・農業委員会・農業協同組合等関係機関が連携して行う。

小中学生の総合的な学習として農業体験を取り入れ、農業体験学習を通して農業に対する理解と関心を高めるなど将来の担い手確保につながる農業教育を推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林組合との連携を密にし、林業講座、技術研修会等の普及啓蒙活動を推進するとともに、

労働条件の改善が必要のため高性能機械の導入、保険制度への加入、安全対策等を積極的に推進する。また、所得向上のため、木材生産のみならず森林を利用したきのこ栽培、山菜加工等を推進しながら林業後継者を育成する。

近年、菌床しいたけの生産が拡大されてきており、培養施設、集出荷施設も整備されてきている。今後はさらに規模拡大、安定生産による産地の強化を目指して就業や経営向上のための情報提供、技術指導等の支援体制を整備する。また、就業準備や土地取得に係る支援を行っていく。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

地域の農業は自然的・地理的条件から経営規模が小さく水稻単一経営が主体の第2種兼業農家が大多数を占めており、農家経済は農外所得の占める割合が高いが、その就業形態は不安定なものが多い。そのため、認定農業者等を中心に農用地利用集積の促進による農業所得の増加を図るとともに、それによって生じる余剰労働力の吸収・不安定農外就業による兼業の解消に努め、兼業従事者や離農者の安定した就業の場を確保し、地域農業生産の安定を図るものとする。企業誘致を行うとともに、地域特産物を活かした地元企業の育成や起業を支援しながら地域開発を促進する。

単位:人

区 分	従 業 地								
	市町村内			市町村外			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	—	—	—	—	—	—	4,687	3,310	7,997
自 営 兼 業	—	—	—	—	—	—	723	495	1,218
出 稼 ぎ	—	—	—	—	—	—	11	4	15
日雇・臨時雇	—	—	—	—	—	—	774	566	1,340
計	—	—	—	—	—	—	6,195	4,375	10,570

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

a 就業先となるべき事業に係る施設

地域農畜産物・特産品の加工・販売を行う地元企業の育成や起業支援を行い、地域農業と併せた振興を図る。また、安定した就業先を確保するために優良企業の誘致を積極的に働きかけ、兼業従事者や離農者の雇用を促進する。

b 農業従事者の就業意向等を把握するための対策

農業従事者の就業意向等を把握するため、関係機関、団体と連絡調整を図るとともに、計

画的、定期的に意向調査等を実施する。

c 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策

農業委員会、農業協同組合を中心に農家相談室を開設し、農地移動の適正化及び農用地利用集積事業等を積極的に推進し、経営体、生産組織の育成確保を図りながら就業相談などを行い指導、助言に努める。また、職業安定所との連携を密にし、情報の伝達を積極的に行う。

d 農工法に基づく計画の達成を図るための対策

農村地域工業導入促進法により指定された導入地区を重点に必要な用地の確保を行い、農村地域に適合した安定、堅実な工業を導入し、就業の場を拡大することにより農業の余剰労働力を吸収し、不安定就業者の安定就業化を進め若者の定住化を図る。

e 企業進出に際しての地域関係者等との連絡調整方策

企業進出については各主管課を通じて土地改良区等の農業団体、関係機関と進出企業及び関係者との間で農用地、農業用排水路、工業排水等について十分な調整を図るものとする。また、近隣集落の構成員としての意識を持たせるため各種集落行事への従業員の積極的参加等、地域社会との交流も併せて推進する。

f 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保対策

本市は豊かな自然景観、名所、旧跡、スキー場を有しており、これらの資源を活用した観光施設、奥只見レクリエーション都市公園等による通年観光の促進、豊富な農産物を活用した特産品、加工品の研究開発を行い、地場産業の振興と就業機会の増進を図る。

g 上記対策を円滑に推進するための体制整備に関する対策

南魚沼市担い手育成総合支援協議会や水田農業推進協議会等において協議するとともに、市商工観光課、都市計画課、企画情報課、農林課、農業委員会及び関係機関、団体が連携を密にして各対策に取り組んでいく。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

零細な林業体質から脱却するため造林事業を積極的に行い、素材生産の拡大を図る。森林組合材木センターとの連携を強化し、林業従事者の雇用の場確保と安定就業を推進する。

また、菌床しいたけやえのきだけ等きのこ類について施設の整備を行い、生産拡大、就業機会増進を図る。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

豪雪地帯である本地域は冬期間の交通事情が悪く地域生活が閉ざされがちとなっている。こ

のため生活道路の改良、消雪施設の整備を重点的に実施し、無雪の生活道路を確保することが重要となっている。現在、国県道及び主要市道は順次整備されてきているが、まだ未整備のところも多く、今後も計画的に整備改良を行っていく。

集会施設は農村食生活改善、健康相談、農業技術研修等各種の研修及び集落内のコミュニティの場として広く利用される施設であり、全集落に設置するものとし、緑豊かな自然環境を保持する公園、広場等健康管理施設及びレクリエーション施設等を適所に設置するなど農村諸施設の整備を進める。また、集落排水処理施設、公共下水道施設等も計画的に整備し、地域住民の良好な生活環境を確保する。

上越新幹線、関越自動車道の開通に伴い都市・関東圏との移動時間が大幅に短縮され、生活、経済が広域化するとともに、農畜産物の輸送も容易となった。都市との農業体験も取り入れた交流も多くなり、観光、スポーツ、公園、緑地施設の整備とともに魅力ある起業の促進や企業の誘致を進め、活力を再生して若者の定住できる生活環境をつくりあげる。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位 置 及 び 規 模	利用の範囲	対図番号	備 考
該 当	な し			

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の持つ諸機能を維持しながら水源かん養と災害の未然防止のために、砂防施設の整備や保安林、なだれ防止林の造成を行い、森林の確保と集落環境の条件整備を図る。

また、キャンプ場、林間広場、緑地休養施設などを計画整備し、林業者と地域住民のコミュニティの場を確保する。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

農業用排水路、集落排水、集落道、生活環境の整備とともにスポーツ・レクリエーション施設、観光施設、利便施設等の整備を計画的に行い、定住化を促進し、農業後継者の育成を図り、豊かで明るい農村社会を建設する。

第9 付 図

別添

- 1 土地利用計画図 (付図1号)
- 2 農業生産基盤整備開発計画図 (付図2号)